

第20回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和2年8月31日（月）9：00～9：20
- 2 開催場所：三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、藤井警察本部警備部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、四日市市危機管理監、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第20回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項1「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況」について説明をお願いします。

議題1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況について

（中尾医療保健部副部長）資料1に沿って説明

- ・8月中旬以降、新規感染者数は低減傾向の兆しがある。8月25日、29日は0人、8月27日以降は10万人あたりの新規感染者数は2.5人を下回っている。
- ・PCR検査陽性率は全体で3.8%、直近は2.1%。
- ・年齢別では、7月には10代、20代が多かったが、直近では、10歳未満が増加し、各年代で感染がみられる。
- ・感染経路については、家庭内の感染が増加に伴い、県内での感染が増加している。
- ・県内で発生したクラスターについて、大学については、国のクラスター対策班、大学と連携し、早期収束を図った。
- ・院内感染の事例においては、発生後3日で約9割の検査を実施し、早期収束を図った。
- ・検査体制においては、PCR外来について、10箇所の開設目標に向け、9カ所

を開設済み。

- ・医療体制については、即応病床として 328 床、宿泊療養施設は 100 室を確保しており、現在稼働率は 16 %。
- ・介護保健施設等における相互応援体制の整備として、クラスター等の発生に備え、施設間で応援職員を派遣する体制整備として三重県老人保健施設協会、三重県老人福祉施設協会と連携し、応援職員の候補者を募集。8 月 28 日現在で 91 施設 99 名が登録している。これにより、高齢者福祉サービスの安定的な提供が可能となる。
- ・現在のモニタリング指標等の状況として、県モニタリング指標は全て上回っており、国の指標は各指標とも上回っていない。

議題 2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 4～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」について

(服部危機管理統括監)

- ・事項 2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 4～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」について説明をお願いします。

(清水防災対策部副部長) 資料に沿って説明

- ・7 月 28 日に「三重県指針」 ver. 3 を発出、その後、感染者の増加や夏休みにおいて人の移動の増加が見込まれることから、8 月 3 日に「三重県緊急警戒宣言」を発出した。
- ・その後、感染が様々な年代に広がり、クラスターや重症者の発生など感染状況が変化している。
- ・8 月 27 日以降の感染者数は人口 10 万人あたり 2.5 人を下回るなど、感染者数は漸減傾向にあるため、「三重県緊急警戒宣言」は解除する一方で、クラスターが発生するなど気を緩める時ではなく引き続き、「三重県指針 ver 4」において特措法 24 条 9 項に基づく協力要請も行っていく。
- ・「三重県指針 ver 4」の期限は 9 月 30 日とする。
- ・「1 県民の皆様へ」として、「安心みえる LINE」「接触確認アプリ COCOA」の活用をお願いします。また、40 代以上の方の感染者も増加していることから、全ての世代の方に感染防止対策を徹底するとともに、家庭内で子どもも含め感染を広げてしまう事例が増加しており、学校等へも広げてしまう可能性があることから家庭の内外を問わず基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

- ・感染を広げないためにも、体調に異変を感じた場合は早期にかかりつけの医療機関や帰国者・接触者相談センターに早期に相談をお願いする。
- ・高齢者や基礎疾患をお持ちの方はこれまで以上に感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクの高い場所への移動は控えていただきたい。
- ・場面に応じた感染防止対策として、食事や宿泊の際は大人数を避けるなど長時間、近距離で会話を行うことを避ける、家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、必ずマスクをするなど感染防止対策の徹底をお願いする。
- ・移動について、感染者が多数発生している都道府県への移動は今一度立ち止まって慎重に検討をお願いする。繁華街などこれまでに感染者が多数発生しているエリアとの往来は避けて、そうしたエリアでの感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用は自粛をお願いする。
- ・感染者が多数発生しているエリアにお住まいやお勤めの方は三重県への移動について、一度立ち止まって考えていただくとともに、体調がすぐれない場合は移動を避けていただくようお願いする。
- ・事業者の皆様におかれては、感染拡大予防ガイドラインの実践、感染防止チェックシートの掲示など感染防止対策をお願いする。
- ・県外企業との取引が多い、不特定多数の方の訪問が多い事業所は、従業員の体調管理、事業所内の感染防止対策の徹底をお願いする。
- ・特措法第24条第9項に基づく新たなお願いとして、医療機関、社会福祉施設の皆様にこれまで以上の感染防止対策の徹底、職員、利用者への注意喚起をお願いしたい。
- ・イベントの開催の目安については、三重県指針 ver3 のものと変わらず、期間を9月30日までとする。
- ・偏見や差別の根絶として、ver3 でお願いしていたものに加え、「みえ外国人相談センター みえこ」へのご相談を加えた。
- ・モニタリング指標において、政府分科会において示された指標及び目安についても参考指標として活用するため、掲載した。
- ・「安心みえるLINE」「感染防止チェックシート」の例を掲載した。

(大橋子ども・福祉部長)

- ・三重県指針 ver 3 から大きな項目が変更されているが、変更の意図は。

(清水防災対策部副部長)

- ・「県民」「事業者」などお願いする対象を明確にし、分かりやすくするためである。

議題3 その他

(服部危機管理統括監)

- ・各部局から報告等あればお願いしたい。
(報告なし)

議題4 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・感染者は漸減傾向にあるものの、依然として県モニタリング指標を上回っており、引き続き感染防止対策をお願いする必要がある。特措法第24条第9項に基づく協力要請も継続することから、各部局においては、本日改訂した「三重県指針 ver. 4」について、早急かつ丁寧に県民・事業者の皆様に対し周知すること。また、対策の実施に当たっては、市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。
- ・家庭内感染によって未就学児を含む子どもが感染する事例が多数発生していることから、所管部局においては、家庭内にウイルスを持ち込まないための感染防止対策をお願いするとともに、学校などの場で感染が広がることのないよう、児童・生徒の体調管理や施設内の感染防止対策の徹底についてお願いすること。
- ・県内外の医療機関や社会福祉施設においてクラスターの発生が確認されているが、今回初めて、県内の社会福祉施設でもクラスターが発生したことから、これ以上感染が拡大しないよう的確に対応するとともに、施設の運営維持の支援に努め、利用者、家族や施設従事者の安心・安全を守ること。また、県内の医療機関や社会福祉施設に対し、改めて感染防止対策の徹底について注意喚起を行うこと。
- ・外国人住民の方が感染する事例も確認されていることから、対策本部の多文化共生担当職員と保健所とがしっかりと連携し、きめ細かな対応に努めること。また、感染防止対策について、効果的な手法を用いて注意喚起を行うとともに早期の相談につなげるための情報提供を行うこと。併せて、差別、偏見や誹謗中傷を生じさせないよう配慮し、みえ外国人相談サポートセンター (MieCo) で相談できることを広く周知すること。
 - ・感染された方、そのご家族や勤務先、県外から来県される方、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不当な差別や偏見、いじめを受けたりすることは、絶対にあってはならない。各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われな

呼びかけること。

- 県独自のモニタリング指標については、指標設定時と比べ、受入病床や宿泊療養施設における確保病床数が大幅に増加するなど、県内における医療提供体制が強化できていること、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会から「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」が示されたことなどを踏まえ、指標の見直しにかかる検討を進めること。
- 家庭内で子どもに感染する事例が増えている中、市町に協力いただくことも多くなっている。新規感染者に関する情報はもとより、国や県が行う対策の内容等についても、適切かつ速やかに市町と情報共有を行い、緊密に連携しながら取り組むこと。
- 8月25日から運用を開始した「安心みえる LINE」は、感染の可能性をいち早く知ることができ、感染拡大防止につながるものであることから、国が提供する「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」と併せ、職員それぞれが自ら率先して活用するとともに、県民の皆様に対し、あらゆるネットワークを駆使して周知すること。また、県有施設はもとより、不特定多数の来庁者が多い所属においても QR コードの掲示を行うとともに、イベントや会議を開催する際も積極的に活用すること。
- 各団体の所管部局においては、事業者の皆様に対し、ガイドラインの遵守や掲示物などを用いた感染防止対策の徹底について改めて周知すること。また、「安心みえる LINE」への登録、QR コードの掲示について、広く周知し、積極的な活用をお願いすること。

(服部危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- 以上で本部員会議を終了する。